## 給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

**平成３０年（再ロ）第２号**

仙台市青葉区上愛子字屋敷前36番地の14
再生債務者　堀井　唯信

1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年５月23日受付再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成30年６月27日まで

仙台地方裁判所第４民事部

**平成２９年（再ロ）第１３号**

神戸市長田区花山町２丁目２番７―501号
再生債務者　ＡＸＩＳこと　森本　寛

1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年５月７日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成30年６月７日まで

神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

**平成２９年（再ロ）第１号**

宮城県白石市字不澄ケ池13番地　ホワイトレジデンス303
再生債務者　佐藤　美和

1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年６月１日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成30年７月２日まで

仙台地方裁判所大河原支部

**平成３０年（再ロ）第２０号**

大阪市城東区森之宮２丁目９番602号
再生債務者　中村　裕

1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年５月23日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成30年７月４日まで

大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（再ロ）第１号**

京都府八幡市橋本糸ケ上40番地の10
再生債務者　松村　裕之

1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年６月５日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成30年７月９日まで

京都地方裁判所第５民事部再生係

## 給与所得者等再生による再生計画認可

**平成２９年（再ロ）第７号**

沖縄県石垣市新栄町58番地　新栄町宿舎212号（前住所）沖縄県那覇市首里石嶺町４丁目16番地　公務員　首里第二住宅７―105
再生債務者　永吉　洋平

1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年６月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

那覇地方裁判所民事第３部

**平成２９年（再ロ）第３号**

高知市愛宕山190番地52
再生債務者　川内　一平

1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年６月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

高知地方裁判所民事部個人再生係

## 給与所得者等再生による再生計画取消

**平成２２年（再ロ）第３号**

沖縄県島尻郡南風原町字津嘉山1288番地１２Ｆ
再生債務者　宜保　盛之

1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成23年２月28日に認可した再生計画には、民事再生法に定める事由がある。

平成30年６月６日

那覇地方裁判所民事第３部

## 会社その他の公告

### 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散するものといたしました。
効力発生日は、平成三十年八月一日であり、両社の株主総会の承認決議は、平成三十年五月二十八日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成三十年一月二十五日
掲載頁　四十五頁（号外第十五号）
（乙）計算書類の公告義務はありません。
平成三十年六月十五日
埼玉県さいたま市大宮区高鼻町一丁目二五六番地
（甲）株式会社アライブ・コーポレーション　代表取締役　大崎　展義
埼玉県さいたま市大宮区高鼻町一丁目二五六番地
（乙）有限会社バイタルライフ　代表取締役　大崎　展義

### 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散するものといたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、乙は計算書類の公告義務はありません。
平成三十年六月十五日
東京都江戸川区南篠崎町五丁目一二番一号
（甲）合同会社総和商事　代表社員　木幡　亮
東京都江戸川区江戸川二丁目一三番地一〇
（乙）有限会社上平須賀酒店　取締役　木幡　亮

### 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散するものといたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成三十年六月八日
掲載頁　一四九頁（号外第一一三号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成三十年六月八日
掲載頁　一四二頁（号外第一一三号）
平成三十年六月十五日
東京都中央区日本橋浜町二丁目三〇番六号
花の東京ビル四階
（甲）シュハリ株式会社　代表取締役　渡辺　悟
東京都品川区旗の台四丁目二番五―五〇一号
（乙）株式会社Ｒｅｉ　代表取締役　細谷由美子

### 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成三十年八月二十一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成三十年七月十八日に予定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　京都新聞
掲載の日付　平成三十年五月二十五日
掲載頁　十二頁
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成三十年五月二十五日
掲載頁　一〇一頁（号外第一一一号）
平成三十年六月十五日
京都市中京区烏丸通錦小路角手洗水町六七八番地
（甲）ファイテン株式会社　代表取締役　平田　好宏
京都市中京区烏丸通錦小路角手洗水町六七八番地
（乙）ファイテンホールディングス株式会社　代表取締役　平田　好宏

### 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.akiyama-kaikei.jp/kessankoukoku.html
（乙）https://www.akiyama-kaikei.jp/kessankoukoku.html
平成三十年六月十五日
大阪府茨木市南目垣一丁目四番一号
（甲）株式会社ヤマトシステムライン　代表取締役　山本　政明
大阪府枚方市山之上西町八番三〇号
（乙）株式会社ヤマトシステムサポート　代表取締役　山本　政明